

(13) 小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業 (単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省調査	1,019	979	▲40	—

事業の概要

小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業（以下「本事業」という。）は、妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者から臨床情報等を収集することで、妊娠性温存療法の研究を促進するため、都道府県において実施するものである。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の実施状況と課題について

本事業は、全ての都道府県で実施済みであるが、**都道府県ネットワークの体制整備が困難、事業の周知不足及び手続の複雑さ**により、事業実施の妨げになっていることから、実施率の更なる向上のため上記の課題を解消すべきである。

2. 周知・支援体制について

小児・AYA世代のがん患者等への支援については、医療機関における本事業の理解や認知、適切な情報提供が重要である。

がん・生殖医療連携ネットワーク自体は形式的には存在しているが、患者等に対して十分に機能しているとは言い難く、実際の支援体制への接続が不十分な可能性が高いことから、「**具体的な連携フローの例示**」等を検討すべきである。

3. 制度的支援と情報提供について

各都道府県での情報提供及び啓発活動は引き続き実施するとともに、小児・AYA世代のがん患者等が必要とする情報の提供のため、「**診断後の情報提供**」の強化及び実績の可視化のため実施内容をまとめた事例集等を作成し、周知すべきである。

反映の内容等

1. 事業の実施状況と課題について

以下の2及び3の反映の内容等のとおり実施率の更なる向上のための取組を実施することとした。

2. 周知・支援体制について

都道府県に設置されているがん・生殖医療連携ネットワークの事務局を担う機関については地域の実情に応じて様々であるため、**厚生労働省が都道府県に提供する事例集等に体制案を例示するなど、がん・生殖医療連携ネットワークの機能強化が図られるための支援をすることとした。**

3. 制度的支援と情報提供について

初診時等の早い時点で各種手続書類と一緒にリーフレット等を小児・AYA世代のがん患者等に対し手渡すなど「**診断後の情報提供**」を医療機関において強化し、小児・AYA世代のがん患者等に対しがん治療開始前に必要とする情報提供を行うことができるよう、**厚生労働省が新たに作成する患者向けパンフレット等を、都道府県及びがん診療連携拠点病院に対して活用するように周知することとした。**

また、厚生労働省において、日本がん・生殖医療学会が作成した各都道府県の助成実績や相談支援体制等の**本事業の実施状況をまとめた事例集等を各都道府県へ提供し、本事業の実施状況全体を可視化することとした。**